

佐久間(盛改)支蕃殿
この文書も前掲のものと共に、甬庵太閤記より採りたるものなるべく、眞偽疑ふべし。

六月廿七日。前田利家、鳳至郡穴水の百姓に、舟を出して鹿島郡七尾所城の用に供する木材を運送せしむ。

【川島村文書】 鳳至郡

一七四八

已上

急度申遣候。當城之用、(辨柱)へいはしら並なるきらせ、其地之以舟早々可越候。急用候間、於延引者可爲曲事者也。(天正十年九)

六月二十七日

利(前田) 家 在印

穴水百姓中

この文書年次明らかならざるが故に、古來之を天正十一年に係くるものあり。但し利家の印影十年九月朔日・十月十日・十月十九日附のものと同じくして、十一年所用のもの異なるのみならず、石動山

合戦を十年七月に在りとせば、戦前の防備を急ぎたるものなりと思はる。

七月三日。前田利家、鳳至郡穴水の百姓に、鍬を携へて七尾に來着せしむ。

【川島村文書】 鳳至郡

一七四九

其在所家なみに百姓有次第、くをもちて、來五日七尾まで可參着候。若無沙汰せしめば可爲曲事候也。(天正十年九)

七月三日

利(前田) 家 在印

穴水百姓中

(本年六月廿七日の條参照。)

七月七日。上杉景勝、島倉泰忠に、亡父泰明の能登に於ける所領を安堵せしむべきを約す。

【志賀文書】 羽前

一七五〇

於能州亡父孫左衛門尉ニ、謙信被宛行候知行分不可有相違候。然間上條(彌五郎方)ニ屬シ、別而可抽奉公事肝要ニ候。仍如件。

天正十年

七月七日

利(上杉景勝) 在 印

島倉吉三殿(泰忠)

(島倉泰明の鳳至・珠洲二郡に所領を得たることは、天正五年十一月十六日に在り。本年六月十四日の條の案文参照。)

七月八日。前田利家、櫻井甚五に、四百俵の地を扶持す。

【北徴遺文】

一七五一

兩郡繩打之内を以、四百俵令扶助畢。全可知行者也。仍如件。

天正十年

七月八日

利(前田) 家 在印

櫻井甚五殿

(兩郡といふは、能登口郡二郡即ち羽咋・鹿島を指すなるべし。本年十月十一日の條にも亦見ゆ。)

七月廿八日。前田利家陣中より、羽咋郡菅原社の社僧に、その守札等を贈れるを謝す。

一七五二

【菅原神社文書】 羽咋郡
爲陣見廻札守到來、頂戴申候。并青銅貳十疋宛送給候。祝着至候。猶期歸陣時候。謹言。(天正十年)

七月廿八日

利(前田) 家 在判

菅原(成喜坊)
常儀坊

遍照坊

(世本多く荒山合戦を六月廿六日に係くといへども、聞見雜錄一名士林談叢には七月廿五日とし、古老紀談には七月廿七八日一夜一日の戦とし、又從軍者笠間儀兵衛が寛永十四年の書上には、『石動山の合戦は七月廿六日に御座候。太閤記には六月廿六日と御座候。は一ヶ月相違仕候。』といへり。本文書亦七月説を證するものにして、廿八日に之を發したるによりて考ふれば、同日は戦闘あらざりしなるべく、七月廿五日又は廿六日を是とすべきに似たり。)

八月五日。前田利家、羽咋郡菅原村の百姓行長